

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分：該当なし

区分：該当なし

区分：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水器ホットウェル水位計（ワイドレンジ）において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
2	2号機	燃料プ - ル冷却浄化系脱塩器の入口サンプル流量調整弁において、シ - トリ - クが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	計算機室換気空調系の室外機（B）において、ドレンパン腐食による結露水のにじみが認められたため、当該室外機を点検・修理	D	
4	3号機	活性炭ホ - ルドアップ建屋の計装用空気系圧縮機（A）において、吐出圧力計の指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
5	3号機	非常用ガス処理（A）系の運転状態確認時、プレフィルタ前後差圧指示計の指示不良（スティック）が認められたため、当該指示計を点検・校正	D	
6	4号機	発電機励磁機室の空気取入れフィルタにおいて、汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系バ - ジ空気流量計において、指示不良（スティック）が認められたため、当該流量計を点検・校正	D	
8	5号機	高圧復水ポンプ（B）吐出弁の開表示用リミットスイッチ点検時、動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
9	5号機	発電機軸密封油装置フロ - トトラップ通気弁の分解点検時、配管と弁の境に仕上げ加工不足によるバリが確認されたため、当該部を修理	D	
10	5号機	計装用空気圧縮機制御盤除湿器（B）の点検時、扉ハンドルの破損が認められたため、ハンドルを交換	D	
11	5号機	重油移送ポンプ（B）において、モ - タファンカバー - に腐食が認められたため、当該カバー - を点検・修理	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋1階ファンネルにおいて、Uシ - ル部及び移送配管の一部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	屋外トレンチサンプポンプ（B）において、自動起動用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系廃スラッジ貯蔵タンク（B）において、レベル計の指示不良（ハンチング）が認められたため、当該レベル計を点検・校正	D	
15	6号機	過渡現象記録装置の長期統計量デ - タ出力時、給水主制御出力信号の不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉再循環装置補機冷却海水ポンプ（B）北側設置のペ - ジング装置において、通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）において、投入シュート端子箱のケーブル保護管が外れていたため、当該保護管を修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラ給水ポンプ（A）において、モータ側グランド受け皿のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）2次セラミックフィルタ（B）において、差圧計（高側）元弁にシトリックが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）2次セラミックフィルタ（B）において、温度検出ラインフランジ部（本体側）に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	その他	海生物処理設備前処理設備廻りの空気作動弁開閉操作時、動作不良（計4台）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
 - A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
 - B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
 - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
 - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで